

第6章 まもろう！地域力による防災と防犯

近年は地震や台風などの災害が相次ぎ、各地で大きな被害をもたらしました。また、高齢者などを狙った特殊詐欺などの被害も頻発しています。そのような中、災害や犯罪に強い福祉のまちをつくるためには、地域住民が主体的に協力して課題を解決する力、すなわち「地域力」を高めることが重要です。こうした「地域力」を土台として、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる、安全、安心な福祉のまちづくりを進めていきます。

1 災害に強い福祉のまちづくり

地域住民が安全に暮らしていくためには、災害などによる危険を想定した普段の訓練や備えが必要となります。大規模災害発生時には、市全域が甚大な被害を受けることが想定されるため、発災直後には「公助」が十分に機能せず、行政による支援が住民一人ひとりに行き届くまでに一定の時間を要することが予想されます。一人ひとりの命と生活を守るためには、自ら備える「自助」、近隣や地域の人たちの助けあいによる「共助」が重要となります。

自助、共助の力を高めるには、一人ひとりが日頃から災害に備えるよう啓発活動を行うとともに、いざというときに地域で助けあえるよう、普段からの交流が大切です。また、避難誘導や避難支援に向けた避難行動要支援者名簿制度を推進するとともに、いざというときの助けあいに向け、災害ボランティアセンターの充実を図ります。こうした防災力の向上により、災害に強い福祉のまちづくりを進めていきます。

現状と課題

本市では、災害時に自力での避難が困難な高齢者や障害者などの避難行動要支援者の情報を集約した避難行動要支援者名簿を作成することで大規模災害の発生に備えています。また、そのうち地域の支援者への情報提供に同意する旨を申し出た人の情報を、民生委員担当区域や単位自治会ごとにまとめ、平常時から、民生委員や自治会長、校区福祉委員長などに提供し、情報を把握してもらうことで、災害時の避難支援に役立てています。市民の意識の高まりや、民生委員や自治会、校区福祉委員会などの活動や福祉関係事業所からの呼びかけにより、同意者数は増加していますが、今後も真に支援を必要とする避難行動要支援者を中心に同意・登録を促進していく必要があります。

市民アンケートにおいては、関心のある地域活動、ボランティア活動の講座として、災害時対応ボランティア講座が最も高い結果となりました。また、日頃からの防災への取り組みについての問いには、災害時の避難場所や避難経路の認知度、緊急避難セットや非常食の常備状況など多くの項目で5年前の数値を上回り、防災意識の向上がうかがえます。

また、事業所・団体アンケート結果からは、大規模災害の際に想定する地域への支援

第6章 まもろう！地域力による防災と防犯

活動として、サービス利用者の安否確認、避難活動時における地域との連携、地域の一般の方の一時避難スペースの提供などに意欲的であり、大規模災害への平常時からの備えとして、水や非常食の備蓄への意識の高まりがうかがえます。

一方、災害時の避難行動や避難生活に不安を感じている人は7割を超え、また、日頃から地域の防災訓練に参加している人が1割に満たないといった課題も明らかになりました。また、地域懇談会においても、地域協働による防災のまちづくりの重要性に関する指摘が多くみられ、平常時からの備えが大事であり、日頃から近隣との交流を増やし、助けあえる関係づくりをしておく必要があるといった意見などが出されました。避難支援にあたっては、特に障害者や高齢者などに配慮が必要であるという声もありました。

地域での助けあいの環境づくりを進めるため、市や社会福祉協議会では、「地域支えあい体制づくり事業」の一環として「救急医療情報セット」を配布し、災害時や救急時に必要となる情報が支援者にわかるような形で備えを進めています。また、要配慮者の特性に応じた支援が円滑に行えるよう、情報をまとめたガイドブックを作成し、周知を図っています。

さらに、社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターを拠点として、災害時に活動できるボランティアの募集、登録、育成を通じて、災害が起こったときの人材を確保しておくことにより、機動力のある対応をめざしています。

今後も日頃からの交流を促進し、当事者を交えた訓練を実施するなど、いざというときに助けあえる近隣関係を構築し、また、地域において活動している消防団や自主防災組織とも連携しながら、地域ぐるみでさらなる防災力の向上をめざす必要があります。

施策の展開

① 行政と地域の情報伝達体制の整備

災害発生時に、迅速かつ的確な避難支援が行えるよう、情報伝達体制を整備します。また、障害者や高齢者、日本語の不自由な外国籍住民など、情報を得ることが難しい人にも配慮した情報発信に努めていきます。

主な事業	事業概要	今後の方向性
防災関連情報の伝達 【危機管理室】	防災関連施設における機器の整備や個人情報の取り扱いなど情報通信体制の整備を行うとともに、災害に関する情報や被災者に対する生活情報を伝達できるよう広報体制の整備を行う。	適切に防災関連情報の伝達を行うため、地域防災計画において各部局の役割を明確にし、庁内で連携して広報活動を促進する。
要配慮者調査員 【福祉企画課】	大規模災害が発生した場合に避難行動要支援者の安否確認の状況を各避難所において集約し、その状況を報告することを主な任務とする要配慮者調査員を任命する。	引き続き関係部署と調整しながら任命および従事内容の整理を行う。

② 避難行動要支援者名簿制度の推進

大規模な災害が発生した時は、公的機関だけでは十分な支援が行えないことも想定され、地域で助けあう「共助」が重要となります。本市では、高齢者や障害者など自力で避難することが困難な方について、地域の方々による安否確認や避難支援に役立てるため避難行動要支援者名簿を作成していますが、引き続きわかりやすい制度周知に努めるとともに、地域の支援者への情報提供に未同意の避難行動要支援者についてさらなる同意・登録勧奨を進めていきます。

主な事業	事業概要	今後の方向性
避難行動要支援者名簿制度 【福祉企画課】	大規模災害発生時に支援が必要な方のうち、予め同意のあった方の情報を地域の支援者に提供することで、避難支援や安否確認などに役立てる。	引き続き、当該名簿の同意・登録の勧奨を継続しながら、関係機関や民生委員、自治会、校区福祉委員会といった地域のネットワークによる重層的な支援ができる環境整備を行う。

③ 地域での助けあいのしくみづくりと特性に応じた支援方法の啓発

災害時に地域で助けあうために、要配慮者の特性に応じた支援方法や地域の危険箇所を周知するなど、地域の防災力や防災意識を向上させるための環境づくりを進めていきます。

主な事業	事業概要	今後の方向性
地域版ハザードマップ作成事業 【危機管理室】	地域の防災意識向上のため、地域ごとの災害特性に応じた地域版ハザードマップを作成するよう、自主防災会に働きかける。	引き続き、自主防災会へハザードマップ作成について働きかける。また、地域版ハザードマップを作成済みの自主防災会には、必要に応じて更新作業を行うよう促す。
救急医療情報セット 【社会福祉協議会】	災害時や救急時の際に必要となる情報を支援者にわかるような形で記入できるカードを配布し、それをペットボトルなどに入れて保管してもらうことで、日頃からの備えと迅速な救急活動に役立てる。	救急医療情報セットの目的を正確に周知するとともに、地域の中で救急医療情報セットの管理ができない方の発見や支援につながるようなシステムを構築していく。
災害時支援マニュアルの作成 【社会福祉協議会】	大規模災害時に要配慮者の特性に応じた支援が円滑に行えるよう、当事者や支援者向けのガイドブックを作成し、平常時より周知を図る。	地域の防災学習会などに、若い層が参加できるよう地域とのネットワークの強化に努める。

④ 福祉的配慮による避難所の整備

災害発生時の避難所での生活において、障害者や要介護の高齢者、医療的ケアが必要な人、日本語の不自由な外国籍住民、妊産婦、乳幼児などに対しては、個別にさまざまな対応が必要となります。避難所のバリアフリー化や専用スペースの確保、福祉避難所の設置など、福祉的な配慮に基づく環境整備を推進します。

主な事業	事業概要	今後の方向性
避難スペースの確保と物資の備蓄 【危機管理室】	災害時に避難所における要配慮者に配慮したスペース及びアレルギー対応食などの物資の確保に努める。	教室なども活用しながら避難スペースの確保に努めるとともに、備蓄物資については、府の方針と整合性を図り、避難者のニーズに可能な限り応えられるよう、整備を進める。
福祉避難所の確保 【福祉企画課】 【社会福祉協議会】	災害時に避難所となる小中学校などでの生活が困難で、特別な配慮を要する方の受け入れ先として社会福祉施設などを福祉避難所として確保する。	福祉避難所の運営マニュアルの充実や研修の実施など、支援者に対する啓発を行っていく。また、社会福祉協議会の災害ボランティア拠点の整備も行う。
医療等の専門的ケア体制の整備 【健康づくり課】	災害時における避難所で要配慮者に配慮した医療専門職の配置体制などを整備し、より一層の体制拡充に努める。	具体的な事象を想定した訓練を実施するとともに、庁内の関係部局と連携し、有事の際に専門職の能力をできる限り発揮できる体制を検討する。

⑤ 災害ボランティアなどの育成

災害ボランティアなどの登録や育成に向け、社会福祉協議会の災害ボランティアセンターなどの活動を支援します。災害ボランティアセンターでは、平常時には、災害ボランティア活動に関する情報収集や広報・啓発を行い、災害ボランティアリーダー及びコーディネーターの育成や研修・訓練などに取り組んでいます。災害時には、災害ボランティアの募集や受入・調整から安全確保に至るさまざまな活動が想定されることから、日頃から地域の関係者との連携を図るとともに、必要な体制整備を進めます。

主な事業	事業概要	今後の方向性
災害時支援ボランティアの登録 【社会福祉協議会】	市内で大規模災害が発生した場合や近隣の市町村で災害が発生した際に、円滑かつ安心してボランティア活動ができるようボランティア登録制度の啓発・推進を行う。	今後は、高校、大学と連携していき、若い層のボランティア登録も視野にいたした災害ボランティア養成講座を開催していく。
小地域ネットワーク活動 避難行動要支援者等防災訓練 【社会福祉協議会】	校区福祉委員会が社会福祉協議会と連携して、地域住民とともにその地域を守るために、避難行動要支援者の支援活動を基本とした防災訓練に取り組む。	研修会の開催などにより支援者を育成する。

コラム

災害時に地域で助けあうために

～ 災害ボランティアセンター

「東大阪市社協災害ボランティアセンター」は、災害時の被災者支援活動を円滑に進めるために、普段から市内で活動する各種団体と、ネットワークの構築を図りながら、調査・研究、訓練を継続的に行っており、災害時においても機能がすみやかに発揮できるように、常設で設置されています。

特に、高齢者や障害者など、自力で避難することが困難な方に、予め同意のあった方の情報を地域の支援者に提供することで、地域の方々による安否確認や、避難支援に役立てる「避難行動要支援者名簿制度」の啓発や、災害時や救急時の際に必要となる情報を支援者にわかるような形で記入できるカード（救急医療情報セット）の配布・活用を推進し、また、要支援者の特性に応じた支援が円滑に行えるよう、当事者や支援者向けのガイドブックを作成し、周知を図っています。

さらに、平常時から災害に備えた災害時支援ボランティアの啓発・推進を行うため、災害ボランティア養成講座の開催や、地域の要支援者の支援活動を基本とした防災訓練等を実施する地域の関係者と連携し、支援者の育成に努め、必要な支援体制の整備を図るなど、さらなる防災力の向上をめざしています。



2 安全・安心な福祉のまちづくり

誰もが犯罪や詐欺被害などに巻き込まれることなく、地域で安心して住み続けることができるように、地域ぐるみでの取り組みを推進します。

また、子どもをはじめ地域に暮らす人が安心して歩くことができるような生活道路や街灯を整備するなど地域の防犯体制を強化するとともに、ひとり暮らしの高齢者の緊急時にも迅速かつ適切に対応できるシステムの導入などを支援するほか、認知症高齢者をサポートするしくみづくりを進めます。また、消費生活において、悪質な商法の取り締まりや相談体制を充実するなど、安心して地域生活を営めるような支援を行います。そして、高齢者や障害者など誰もが日常生活において、外出や施設利用などの制約を受けることがないよう、福祉的な配慮の視点によるユニバーサルデザインの環境整備を進めるとともに、移動手段の確保や、「心のバリアフリー」の観点から、啓発活動にも取り組みます。

（１）安全と安心の確保

現状と課題

社会的に弱い立場の高齢者や障害者、子どもなどを犯罪や詐欺から守り、交通事故などに巻き込まれることなく、誰もが安全で安心な地域生活を送るためには、地域に根ざした福祉のまちづくりが必要です。

本市においては、警察、防犯協議会、自治会などが連携し、日常のパトロール活動を行うなど、地域ぐるみの防犯活動が行われ、消防広報紙や警防パトロールを通じた広報により、放火防止についても啓発しています。

また、学校・地域・家庭が子どもの安全確保を図るために連携し、「愛ガード運動推進事業」や「子ども１１０番の家」推進運動を実施するとともに、不審者の通報など、学校園との情報共有を図っています。さらに、犯罪や非行のない地域社会づくりのため、法務省主唱による「社会を明るくする運動」として、市や関係機関が連携し、さまざまな広報活動・啓発活動を実施しています。

消費生活にかかる相談対応については、悪徳商法の被害をはじめとした相談や苦情に対し、消費生活センターにおいて消費生活相談員が助言やあっせんを行っており、また、地域包括支援センターを中心として、高齢者の消費生活などの被害防止にも取り組んでいます。

さらに、商店街や道路、公園等の補修・改修など、安全・安心なまちづくりに向けた環境整備を進めています。

市民アンケートにおいては、地域活動や行事への参加状況は多岐にわたっており、地域の清掃活動や環境保全の活動、防犯活動や青少年の健全育成活動、防火活動などがあげられ、参加経験はないが、今後参加してみたいといった意見もみられました。

地域懇談会においては、危機管理意識の向上、安全安心なまちの実現に向けた意見が出されました。また、地域連携をキーワードに、地域住民の見回り・見守りによるネッ

トワークで、子どもや高齢者、認知症の人や障害のある人など、みんなにやさしいまちづくりを進めることが大切との意見が多くみられました。

今後も、地域ぐるみの防犯活動の展開、安全・安心な地域生活を維持するための知識・情報の獲得、行政や社会福祉施設だけでなく地元の事業所なども巻き込んだ福祉ネットワークづくりなど、地域住民が安らかに心豊かに暮らせるまちづくりが望まれます。

施策の展開

① 防犯のまちづくり強化

地域住民のコミュニティを中心として、街路灯の設置や関係機関の連携による日々のパトロール活動など地域に根ざした防犯活動をさらに充実し、安全・安心なまちづくりを進めます。また、高齢者のための安否確認や緊急時支援、子どもたちを守るための不審者の通報など、防犯対策を強化しつつ、声かけ・見守りなどを通じて、みんなにやさしい福祉のまちづくりを推進します。

主な事業	事業概要	今後の方向性
防犯活動業務 【地域コミュニティ支援室】	市、警察、防犯協議会が連携し、日々のパトロール活動をはじめ、地域に根ざした防犯活動を積極的に展開している。	今後も市、警察、防犯協議会が連携し、日々のパトロール活動をはじめ、地域に根ざした防犯活動を積極的に展開していく。
共同施設設置事業 【商業課】	商店街などの小売商店業者で組織する団体が、街路灯などの共同施設について設置、補修を行う場合に支援を行う。	安心安全なまちづくりにも寄与するため、共同施設に関する支援を継続していく。
高齢者住宅等安心確保事業 【高齢介護課】	高齢者世話付き住宅、高齢者向け優良賃貸住宅等に生活援助員を派遣し、高齢者が自立し安心した生活を営むことができるように安否確認、一時的な家事援助及び生活・健康面の相談などのサービスを提供する。	入居者の高齢化が進行しており、安否確認、家事援助、生活相談等のサービスを提供するとともに、必要な場合は介護サービスにつなぐなど、関係機関との連携を図り、入居者の状況に即した支援を行う。
緊急通報装置レンタル事業 【高齢介護課】	ひとり暮らし高齢者等の居宅に、緊急通報装置をレンタルし、急病や災害などの緊急時に簡単に受信センターに通報でき、通報を受けて迅速かつ適切な対応を行う。	業者による駆け付けサービスを行うことができるようにするなど、今後も利用しやすい事業のあり方を検討していく。
高齢者の詐欺被害防止事業 【高齢介護課】	65歳以上の方がいる世帯を対象に固定電話に取り付ける特殊詐欺対応機器を無償貸与する。	高齢者の安全と安心を確保できるよう、特殊詐欺被害の発生状況などを確認しながら、事業に取り組む。
子どもに対する不審者情報発信 【施設指導課】 【保育室】	学校教育推進室と連絡を取り、不審者情報を随時共有するとともに、公立保育所、公立幼保連携型認定こども園、子育て支援センター、私立保育園、私立認定こども園、小規模保育施設、認可外保育施設に注意勧告文書を発信する。	今後も危機管理室と教育委員会と連携を取り、情報発信を継続していく。

第6章 まもろう！地域力による防災と防犯

主な事業	事業概要	今後の方向性
放火防止活動 【消防局予防広報課】	市や消防広報紙、SNSの利用、警防パトロール中の巡行広報、防火訓練などで、放火防止対策の必要性についての広報を実施する。また、放火発生地域周辺に対し啓発チラシを配布する。	引き続き、放火に加えて各種火災の予防を促進するため、テレビ、紙面及びSNSを利用した火災予防の啓発に取り組んでいく。
子ども安全安心推進事業 【学校教育推進室】	子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、学校・地域・家庭が連携して、子どもの安全確保を図るため、PTAや自治会、老人クラブ、地域教育協議会、ボランティアグループなどの協力を得て、「愛ガード運動推進事業」を実施する。	市政だよりや学校だよりなどで愛ガード運動への協力を求めるとともに、自治会や警察等関係団体との連携強化や市内大学生ボランティアへの協力依頼など事業の推進を図る。
「子ども110番の家」運動推進事業 【青少年スポーツ室】	地域の子どもが犯罪に巻き込まれそうになった時に、逃げ込み、保護を求めることができる協力家庭を推進している。協力家庭にはプレートや小旗を無償で配布しており、さらに協力者を支援する為、災害見舞金保険に加入している。	市政だよりや運動啓発用ポスターの掲示などにより市民への協力の呼びかけを引き続き行っていく。

② 消費者被害の未然防止

消費者被害を防ぐため、地域の消費者団体等と連携し、消費生活に関するさまざまな問題について、トラブル回避のための注意事項などを啓発していきます。また、消費行動についての講座やさまざまな広報媒体を通じて、地域住民の安心で安全な消費生活を支援します。

主な事業	事業概要	今後の方向性
消費者対策事業 【消費生活センター】	消費者等からの消費生活に係る相談及び苦情を受け、消費生活相談員が助言やあっせんを行う。また、消費者被害の未然防止を図るため、出張講座などの啓発事業を行う。	消費者被害の未然防止を図るため、引き続き消費者啓発事業を行う。

③ 事業者や企業などを巻き込んだ見守りのネットワークの構築

地域で活動する事業者や企業などに見守りや声かけといった福祉的な活動を行ってもらうなど、さまざまな関係機関を巻き込みながら地域でのネットワークを構築します。そして地域で支援を必要とする人を早期に見出し、適切な関係機関につなぐ包括的な支援体制づくりに努めます。

主な事業	事業概要	今後の方向性
認知症サポーター養成講座 【地域包括ケア推進課】	認知症に対する理解と認識を、地域住民に持ってもらうため、講座を開催し、認知症になっても本人も家族も地域で安心して生活できる環境づくりを促進する。	高齢者に関わるさまざまな事業所従事者や関係機関を対象に講座を実施できるよう、関係機関との連携を強化していく。
事業所ふくしネットワーク事業 【社会福祉協議会】	新聞、食材などの配達を行う宅配事業所などとネットワーク化を進め、高齢者世帯やひとり暮らし高齢者などに何か異変があった時には、地域の包括支援センターや地域支援者と連携し、安否確認や緊急対応するしくみを構築する。	顕彰事業などを行い、事業を広めていくとともに、登録事業所数を増やし、早期発見・早期対応できるよう事業展開していく。
SOSオレンジネットワーク事業 【社会福祉協議会】	行方不明になる恐れのある認知症高齢者を地域の支援を得て早期に発見できるよう、関係機関及び市内の企業などと支援体制を構築し、行方不明になった際に協力事業所に、本人の身なりやその時の状況などの情報を配信し、早期発見につなげる。	啓発活動や支援体制を強化し、施設入所者などを含めた認知症高齢者や家族をサポートしていく体系づくりをめざす。

コラム

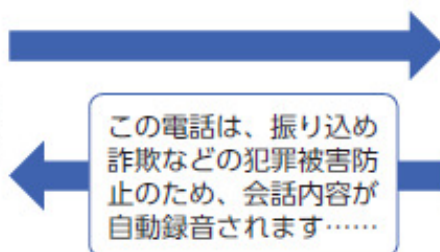
詐欺被害を防ぐために ～ 振り込め詐欺等被害防止機器

高齢者を狙った振り込め詐欺等の被害が市内でも多く発生しており、本市では65才以上の方が居住する世帯を対象に、固定電話に取り付ける振り込め詐欺等防止機器を無料で貸し出しています（先着順）。この機器はケーブルでご家庭にある固定電話とつなげるだけの簡単なしくみです。取り付けることで、電話の着信前に警告アナウンスが流れるとともに、会話を録音することで被害の未然防止に役立ちます。利用者へのアンケートでは、「不要な電話がなくなり、安心して電話に出ることができるようになりました。」との声をいただいています。「自分だけは大丈夫」とは考えず、日頃から被害の防止に向けた取り組みを心がけましょう。

警告メッセージ機能



発信者



コラム

認知症の方を地域で見守るために
～ SOSオレンジネットワーク(認知症高齢者見守りネット)

「SOSオレンジネットワーク」は、認知症の高齢者が行方不明になった際に、市内の公共機関、企業などが連携して早期に発見・保護できるようサポートするシステムです。認知症高齢者（事前登録制）が行方不明になったときに、ご登録いただいた関係機関や企業などに本人の身なりやその時の状況をご指定のメールにて配信し、情報の提供にご協力をいただいています。

【見守りトライくんシール】

SOSオレンジネットワークに登録された方に、見守りトライくんシールを配布しています。このシールは東大阪市のキャラクターであるトライくんとコードが印刷されており、衣類や靴などに熱圧着することができます。保護した方がこのコードを携帯電話で読み込むと、SOS オレンジネットワーク事務局の連絡先が表示され、事務局に連絡していただくことにより、身元確認を早期に確実に行うことができます。



コラム

犯罪被害ゼロをめざして ～ 安まちメール

安まちメールは、ひったくり、路上強盗、子どもに対する声かけ事案、女性被害情報、通り魔、特殊詐欺などの「犯罪発生情報」とともに、その被害を防止するための「防犯対策情報」を、警察署からリアルタイムにお知らせする情報提供サービスです。送信してほしい時間帯、知りたい情報の種別、知りたい地域を選択して登録できます。

犯罪から身を守るためには、犯罪がいつ、どこで発生したのかを「まず知ること」が大切です。安まちメールを活用して、日頃から防犯に関する意識を高めておきましょう。

～登録方法～

①QRコードからアクセス

携帯電話やスマートフォンアプリのQRコードリーダーで、右記QRコードを読み取り、表示されたメールアドレスに空メールを送信してください。



②直接メールで登録

touroku@info.police.pref.osaka.jp へ空メールを送信してください。

※iPhoneから送信される場合は、自動的に入力される

「iPhone から送信」の文字を削除して送信してください。

（２）福祉環境の整備

現状と課題

誰もが地域で安心して暮らせるまちづくりを進めるため、日常生活の中で外出の制約を受けることのないように、誰にとっても利用しやすい道路・歩道、建物、住宅などの環境整備を進めていく必要があります。

公共施設においては、不特定多数の人が出入りするため、福祉的配慮の観点から施設の見直しを継続的に行っており、物理的な障壁を除くバリアフリー化とともに、施設の目的や特性に合わせた最適なユニバーサルデザインの導入を基本に、整備を推進する必要があります。

大阪府福祉のまちづくり条例では、大阪府内における建築物の新築・改築・増築などを計画する際、用途・規模に応じ、バリアフリー法及び福祉のまちづくり条例で定める基準（移動等円滑化基準）に適合させる必要があるとしています。また、基準への適合義務のない建築物でも、用途・規模によっては、一層のバリアフリー化に努めてもらうため施設設置者や管理者に市町村への事前協議を義務づけています。

本市においても、適合基準を遵守しつつ、各事業者の理解と努力を得て、各施設の建築や改修時には、バリアフリー化やユニバーサルデザインの導入により、利用しやすい施設へと順次改善を図っています。

市域全体についても、福祉的な視点による道路や公共施設などの整備に寄せられる期待は大きく、整備に関する取り組みは恒常的に検討されています。本市においては、交通バリアフリー法に基づき、交通バリアフリー基本構想を策定してバリアフリーを推進してきましたが、平成30年にはバリアフリー法が改正され、社会的障壁を除去し共生社会をめざすことが明確にされました。また、法改正に伴いこれまでのバリアフリー基準やガイドラインが改正・改訂されたため、今後、これらの新しいしくみに対応し、当事者参加・参画のバリアフリーを継続的に進めていく必要があります。

市民アンケートでは、福祉的観点からの都市環境の整備に向けて、「公共施設、商業施設、駅などのバリアフリー化」を望む意見もあり、子どもや高齢者、障害者、妊産婦などの移動がより円滑になるようにと、さまざまな視点での施設整備・環境整備が求められています。

また、地域懇談会においては、交通弱者のための安全な道路・施設整備や移動が困難な人の交通手段の確保と工夫といった意見があげられ、誰もが安心して歩ける、安全でやさしいまちづくりが求められています。

本市に居住する人、働く人、訪れる人すべての人にとって「やさしいまち」をめざし、バリアフリーとユニバーサルデザインに基づく一層の環境整備が課題となります。

施策の展開

① 福祉のまちづくりに関する理解の促進

人にやさしいバリアフリーのまちづくりをアピールし、移動と利用がしやすい環境づくりに基づく情報発信に努めるため、広報紙や市ウェブサイト、各種媒体により、建物や施設、道路のバリアフリー化について、市内の状況を発信していきます。また、福祉教育を通じて、ユニバーサルデザインに基づく福祉のまちづくりについて普及・啓発するとともに、体験学習を通じて支援が必要な人の立場を疑似体験することにより、「心のバリアフリー」を推進します。

主な事業	事業概要	今後の方向性
小・中・義務教育学校における福祉教育 【学校教育推進室】	施設や支援学校訪問、学校行事を通して障害者、高齢者などの当事者とふれあう機会を増やし、また疑似体験活動を実施することで思いやりと助けあいのこころを育む。	「心情の育成」「知識理解」「実践力の育成」をポイントに、福祉教育の目的や意図を明確にし、学校での系統立てた福祉教育の指導と充実を図る。
小・中・義務教育学校における福祉教育 【社会福祉協議会】	各校に車いす、点字器、アイマスク、白杖の貸出を行うとともに、ボランティアや当事者などの体験学習指導者を紹介し、福祉教育の推進を図る。	福祉教育の指導ボランティアの協力によりボランティア養成講座を開催し、新たな担い手を養成する。

② 道路・施設のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化のスパイラルアップ

道路・施設のバリアフリー及びユニバーサルデザイン化に向け、スパイラルアップ（継続的改善）による整備をより一層推進します。公共の道路・施設の整備については、市の関係部局が主導的役割をもって取り組みを進めます。

主な事業	事業概要	今後の方向性
基準適合の遵守やユニバーサルデザインのさらなる導入 【建築審査課】	福祉のまちづくり事業として、大阪府福祉のまちづくり条例に基づく審査を通して、障害者が安心して暮らせるバリアフリー化を推進する。	多数の人が利用する施設のバリアフリー化や使いやすくする配慮を求め、今後も引き続き適切な審査・指導及び条例の周知を行っていく。
基準適合の遵守やユニバーサルデザインのさらなる導入 【公園整備課】	「東大阪市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」に基づき、公園施設のバリアフリー化を行う。	2019（平成31）年度以降は、市単独費での整備となる為、財政部局と協議を重ねる必要がある。
市内道路における交通安全施設の整備事業 【道路建設室】	市内道路利用者の安全と円滑な利用を促進するため、市内の認定道路において、歩道端部の段差解消及び視覚障害者誘導ブロックの設置を実施する。	歩道端部の段差解消及び視覚障害者誘導ブロックの設置を継続的に実施する。

主な事業	事業概要	今後の方向性
放置自転車防止事業 【道路管理室】	放置自転車などを減少させるため啓発、指導し、道路等公共スペースの交通障害を除去し、緊急活動・機器行動の場並びに歩行者の安全な通行を確保し、良好な生活環境及び駅前空間を作る。	引き続き、放置自転車の撤去を行い、歩行者の安全な通行を確保し、良好な生活環境の整備に努める。
違法駐車防止活動 【道路管理室】	違法駐車による交通渋滞や交通事故を防止し、市民の安全で快適な生活環境を向上させるため、迷惑駐車防止の助言啓発活動、違法駐車台数の調査、道路案内等の教示などの活動を行う。	道路交通の機能を低下させないため、平日における啓発活動を強化するなど、さらなる啓発活動を行い、違法駐車防止に努める。

③ 移動困難者の交通手段確保方策の検討

福祉有償運送や福祉・介護タクシーなど、福祉輸送サービスの周知と利用の促進を図ります。また、高齢者や障害者などの移動困難者の交通手段の確保等、支援の方法や取り組みを検討していきます。

主な事業	事業概要	今後の方向性
誰もが利用しやすい交通手段の検討 【公共交通課】	交通事業とまちづくりが連携した総合的かつ戦略的な交通施策を検討し、誰もが利用しやすい交通手段の確保をめざす。	学識経験者や交通事業者、市民の代表の方々の意見を取り入れた総合交通戦略を基に、誰もが利用しやすい交通環境の実現に向けて事業を推進していく。
福祉有償運送 【福祉企画課】	高齢者や障害者などの公共交通機関を使用して移動することが困難な人を対象に、通院、通所、レジャーなどを目的として、非営利法人等が有償で行う車による移送サービスである福祉有償運送について、拡大のための環境づくりを行う。	旅客の輸送サービスの提供という観点から、安全性の確保が重要である。また、他の制度も含めた国の動向を見極めていく。

